

平成26年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月5日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第31号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第6 もとす広域連合議会議員の選挙
- 日程第7 承認第1号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第8 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第9 議案第35号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第10 議案第36号 瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第37号 中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第38号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第39号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	堀	武	2 番	くまがいさちこ
3 番	西岡	一成	4 番	庄田昭人
5 番	森	治久	6 番	棚橋敏明
7 番	広瀬	武雄	8 番	松野藤四郎
9 番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範

17番 星 川 睦 枝

18番 藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（１名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都市整備部長	弘 岡 敏
調 整 監	渡 辺 勇 人	環境水道部長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開会及び開議の宣告

○議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第 2 回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（星川睦枝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号12番 清水治君と13番 若井千尋君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（星川睦枝君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月23日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月23日までの19日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（星川睦枝君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

7 件報告します。

議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして、7 件報告させていただきます。

1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成26年 1 月、2 月、3 月、4 月分が実施されました。いずれも現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は、1 月30日に本田第 1 保育所、2 月

6日に環境課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されていると認められました。その他の項目についての監査結果につきましては、お手元に配付の定期監査結果報告書のとおりでございます。

3件目は、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、旅行命令について9月6日から翌年の2月13日までの間に平成25年度の旅費のうち普通旅費に該当する旅行命令簿を対象に実施されました。監査結果につきましては、お手元に配付の行政監査結果報告書のとおりでございます。

4件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。3月28日に同組合の平成26年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は2件で、平成26年度当初予算1件と、その他非常勤の職員の報酬の基本的事項について定める等の条例の制定をするものの1件でございます。予算案は、予算額を1億2,905万7,000円とする内容で、25年度当初予算と比較すると960万7,000円の減、率にして8%の減となります。当市の負担金額は、人口割が110万3,000円で、前年度比5.2%の減になります。当初予算については、原案のとおり可決されました。

5件目は、市議会議長会関係の報告です。4月17日に東海市議会議長会の定期総会が浜松市で開催され、星川議長、棚橋副議長、私の3人が出席しました。総会では、開会式が行われ、続いて表彰と会議に入りました。総会では、議員15年以上の表彰に広瀬捨男議員、藤橋礼治議員の表彰状が贈呈されました。また、議員10年以上の表彰としまして松野藤四郎議員、若園五朗議員に表彰状が贈呈されておりますので、後ほど伝達を行いたいと思います。

会議では、会務報告などを行った後、12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、承認されました。また、来年の開催都市は会長市になりますが、四日市市に決定されました。

6件ですが、6件目も市議会議長会関係の報告です。5月23日に中濃十市議長会が美濃市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。会議では、平成25年度の会務報告の後、平成25年度決算、平成26年度予算など4議案が審議され、いずれも可決、または承認されました。役員改選では、会長に関市、副会長に羽島市、監事に美濃市の議長が選任されました。また、11月6日には、中濃十市の全議員を対象とした研修会を関市で開催する予定ですので、御参加いただきたいと思います。

同じく7件目も市議会議長会関係の報告です。5月28日に第90回全国市議会議長会定期総会が東京日比谷公会堂で開催されました。総会は、まず開会式が行われ、来賓祝辞、新市の紹介があり、続いて表彰式と会議に入りました。表彰式では、議員15年以上の表彰として広瀬捨男議員、藤橋礼治議員に表彰状が贈呈されました。また、議員10年以上の表彰として松野藤四郎議員、若園五朗議員に表彰状が贈呈されておりますので、後ほど伝達を行いたいと思います。

会議では、会務報告の後、平成24年度の各会計決算、平成26年度の各会計予算、会長及び各

部会から提出された27議案が審議され、いずれも可決、または承認されました。

役員改選では、副会長に岐阜市が、東海支部の部会長に浜松市が、岐阜県の役員としましては、理事に岐阜市、評議員に大垣市、恵那市、土岐市と各務原市が、また産業経済委員に当瑞穂市の議長が選任されました。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

以上、報告した7件の資料は、事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、5月30日は、全国の議長ともども皇居豊明殿に参殿し、天皇陛下に拝謁した後、お言葉をいただきましたことをあわせて御報告させていただきます。

それでは、先ほど報告しましたとおり、全国市議会議長会の定期総会及び東海市議会議長会の定期総会において、広瀬捨男議員、藤橋礼治議員、松野藤四郎議員、若園五朗議員に表彰状が贈呈されております。皆さんに御報告いたしますとともに、表彰状の伝達式を行いたいと思います。広瀬捨男議員、藤橋礼治議員、松野藤四郎議員、若園五朗議員は、登壇していただきますようお願いします。

〔9番 広瀬捨男君 登壇〕

〔18番 藤橋礼治君 登壇〕

〔8番 松野藤四郎君 登壇〕

〔14番 若園五朗君 登壇〕

○議長（星川睦枝君） 表彰状、瑞穂市、広瀬捨男殿。

あなたは市会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成26年5月28日、全国市議会議長会会長 佐藤祐文。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（星川睦枝君） 表彰状、瑞穂市、藤橋礼治殿。

あなたは市会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成26年5月28日、全国市議会議長会会長 佐藤祐文。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（星川睦枝君） 表彰状、瑞穂市、松野藤四郎殿。

あなたは市会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成26年5月28日、全国市議会議長会会長 佐藤祐文。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（星川睦枝君） 表彰状、瑞穂市、若園五朗殿。

あなたは市会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成26年5月28日、全国市議会議長会会長 佐藤祐文。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（星川睦枝君） いま一度、皆さんよろしくお願いします。

（拍手）

〔9番 広瀬捨男君 降壇〕

〔18番 藤橋礼治君 降壇〕

〔8番 松野藤四郎君 降壇〕

〔14番 若園五朗君 降壇〕

○議長（星川睦枝君） 4名の方、おめでとうございます。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星川睦枝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回は11件でございます。

初めに、平成26年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてを報告します。

組合議会定例会は、去る3月19日、巢南庁舎において開催され、管理者として出席をしましたので、その状況について報告をします。

提出されました議案は2件、全て可決されました。概要を順に報告しますと、まず議案第1号平成25年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ685万1,000円を減額し総額を925万2,000円とするものであります。主な内容は、歳入で使用料を10万円減額、基金繰入金を704万1,000円減額、繰越金を29万円増額し、歳出で総務管理費を685万1,000円減額するものであります。なお、平成25年度末の基金積立残高の予定額は5,039万8,000円であり、起債残高は3,800万4,000円となります。

次に、議案第2号平成26年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算についてであります。業務の予定量を給水戸数206戸として積算し、歳入歳出予算の総額を1,715万6,000円と定めるものであります。歳入の主なものは、負担金185万3,000円、水道使用料598万円、基金繰入金817万6,000円を見込みました。歳出の主なものは、総務費で1,247万7,000円、公債費で355万9,000

円を計上しました。

次に、瑞穂市土地開発公社の経営状況についてを報告します。

平成25年度の事業報告及び決算並びに平成26年度の事業計画及び予算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

平成25年度の事業では、公共用地、公用地の取得処分等はありませんでした。また、用地については現在所有しておりません。決算では、当期純損失が6万9,610円となり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。平成26年度では、公共用地、公用地の取得処分等の事業計画はなく、予算も理事会の運営経費のみが計上されております。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況についてを報告します。

平成25年度の事業報告及び決算並びに平成26年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

従来の財団法人瑞穂市施設管理公社及びみずほ公共サービス株式会社を統廃合する形で設立した一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社であります。旧団体より承継した12の事業で経常収益が2億5,284万2,811円、経常費用が2億1,037万3,801円であり、正味財産期末残高は3,563万1,896円となりました。平成26年度では、指定管理者として受託した4件の指定管理受託事業のほか8事業に2億5,559万6,000円が計上されております。

次に、損害賠償に係る2件の専決処分について報告。

報告第2号専決処分の報告について（損害賠償：別府地内）、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償：穂積地内）であります。平成25年5月6日の別府地内及び7月31日の穂積地内の市道で発生した事故につき、それぞれ当事者と和解し、賠償額を定めることにつき、専決処分したものであります。

次に、学校給食費請求事件に係る3件の専決処分について報告します。

報告第4号専決処分の報告について（訴えの提起：学校給食費請求事件）、報告第5号専決処分の報告について（和解：学校給食費請求事件その1）、報告第6号専決処分の報告について（和解：学校給食費請求事件その2）であります。学校給食費の支払い督促について、岐阜簡易裁判所への17件の申し立てを行ったところ、報告第4号では異議申し立てのあった5名の債務者に対し、民事訴訟法第395条の規定により訴えを提起したものとみなすことについて、報告第5号及び第6号では、そのうち2名の債務者と和解したことについて、それぞれ専決処分したものであります。

次に、3件の予算の繰り越しについて報告をします。

報告第7号平成25年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告第8号平成25年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第9号平成25年度瑞穂市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。地方自治法施行令第145条第1項、第

146条第2項及び第150条第3項の規定により、継続費通次繰り越し565円、繰越明許費4億1,924万5,000円、事故繰越572万4,000円をそれぞれ平成26年度に繰り越しましたので、これを報告するものであります。

以上、11件の行政報告をさせていただきました。

○議長（星川睦枝君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第31号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第31号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
産業建設委員長 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、産業建設委員会の継続審査について報告をさせていただきます。

平成26年第1回瑞穂市議会定例会において、産業建設委員会に付託されました議案第31号市道路線の認定及び廃止についてが閉会中の継続審査となっておりましたが、5月8日及び5月21日に委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、会議規則第39条の規定により3月定例会からの審査の経過及び結果について報告いたします。

平成26年第1回市議会定例会において、産業建設委員会は3月6日木曜日午後1時30分から巢南庁舎3の2の会議室で開会いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め開催しましたが、当委員会に付託された議案第31号について問題点を整理する必要があることから、委員全員で協議した結果、本日の委員会は閉会し、日にちを改めて再度委員会を開催することとしました。

2回目の委員会を3月11日火曜日午前10時50分から巢南庁舎3の2の会議室で開会いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、執行部より他の付託議案とともに本案に対する補足説明を受けた後、質疑に入り、第31号議案に対しては、次のような質疑がありました。

4-1191号線については、ほかの認定路線と違い未舗装路で幅員も狭いが、この路線についても市道に認定するののかとの質疑に、4-1191号線については、現状は幅員1.82メートル、延長が19.7メートルの赤道である。この路線は、拡幅計画のある道路に接続する道路であり、今回は道路計画に基づき、その認定できていなかったところについて先に認定するものであるとの答弁がありました。

他の質疑として、新聞の記事では、突然基準変更という見出しで書かれているが、どうい

突然の経緯で変更したのかとの質疑に、新聞紙面からは突然のように書かれているが、担当課としては新たな統一基準を作成することは年度当初からの課題であったため、制定に向けて新たな要綱を制定したとの答弁がありました。

また、新聞では、6月18日に市が建築会社に管理を引き継ぐ基準にはないと文書で回答した。その後、堀市長から基準を変更するよう担当課に指示がありということであるが、その事実はあったのかとの質疑に、調整会議で今後市が管理していく道路幅員等基準について打ち合わせをした経緯はある。市内のどこで宅地開発がされても、誰が申請しても同じ判断のできる瑞穂市の統一基準をつくるよう指示をしたとの答弁がありました。

また、平成17年作成の瑞穂市市道編入基準を最高責任者である市長は知らなかった、初めて見たということだが、新しい要綱が作成されるまでは、この平成17年作成の瑞穂市市道編入基準に基づき統一した基準として寄附採納の事務を行っていたのか、あるいは担当によってまちまちの判断で行っていたのか、何件ぐらい都市計画区域外での寄附採納を受けたのかとの質疑に、現在まだ調査中ではあるが、平成17年度以降基準に満たないもので6件ほど既に受けてしまっているものもあるとの答弁がありました。

その後、委員からは6月18日付決裁文書では、開発業者に基準に満たないから寄附採納は受けませんと回答しておきながら、その他では受けていた事例もあった。つまり、担当者によってばらばらの対応があったと推測でき、この寄附採納ということについては、極めて言葉は悪いけどいいかげんな取り扱いをやっていたのじゃないかとの意見があり、過去の事例について調査をしてほしいとの依頼がありました。

以上、質疑・答弁の後、委員からは議案第31号の審査の中で答弁を聞いても二転三転する答弁であり、疑問を抱く部分が多くあり、詳細な調査内容も報告していただきたいことから、本議案について継続審査として、さらに実態の解明を行いたいとの提案があり、全委員に諮ったところ、全会一致で継続審査することとし、閉会中の継続審査の申し出を行い、議会で承認されました。

その後、継続審査となった議案を審査する産業建設委員会を5月8日木曜日午前9時30分から第3の2の会議室で開催しました。委員5名が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、執行部より本案に対する補足説明や前回の委員会で委員より質問のあった件についての報告があり、瑞穂市になってから都市計画区域外で9-1265号線のような路線の形態で道路認定されている路線の本数については7本であり、いずれも平成17年度作成の瑞穂市市道編入基準に満たないものであったとのことでした。

その後、質疑に入り、主な質疑と答弁として、委員からは過去に同様の事例で7件認めているにもかかわらず9-1265号線については、平成17年作成の瑞穂市市道編入基準に満たないから認められないとしているが、その基準はどこで誰がどういう経緯で作成したものなのかとの

質疑があり、当時の担当などに聞き取りで調査をしたが、誰が作成したのかは不明である。作成に至った経緯としては、2町で認定する基準に差があった、合併協議を行っていた当時の課題の一つであったが、合併協議会では議論されることなく、事務方に委任されたと推測するが、その後、事務を進める上で担当者でばらばらの対応ではいけないということで、平成17年度に必然的に基準ができたと考えられる。その基準が一つの価値判断の基準のような形で残っていたが、今回の路線の市道認定に当たり、この基準では宅地開発の開発基準に準拠したものになっていないということが明らかになり、担当課で協議し作成したものが2月7日に公布した要綱である。これによって判断基準が一本化されたとの答弁がありました。

その回答を受け、平成17年作成の瑞穂市市道編入基準を考えなければいけないことから、平成17年作成の瑞穂市市道編入基準はいつどこで誰がつくったのかとの質疑に対しては、担当課より作成の根拠的なものはあるが、断定できるものは不明であるとの答弁がありました。議員からは、市長、副市長、当時の担当部長なども知らなかったとの答弁であるが、担当者は具体的に平成17年作成の瑞穂市市道編入基準に照らして認められないとの回答をしている、果たしてこんなことが日常的な行政運営のあり方としていいのか、また日常の業務遂行の基本的な姿勢、原則、態度というものができていないことが問題であるとの意見が出されました。

また、平成17年作成の瑞穂市市道編入基準が適用されていないのが事実であるならば、なぜ9-1256号線だけにその基準を当てはめたのか、一方では、先ほど執行部からの報告にもあったとおり、過去に都市計画区域外の無指定地域で平成17年作成の瑞穂市市道編入基準を適用せずに認めた路線が7本あり、議会でも議決している。今回の申請を認めないことになると、過去に認めた7路線ももう一回もとに戻さなければならない、そういう論理になる。つじつまが合わなくなり、論理が一貫しないことを行っているということになる。後からこういう事実が判明してくるので、慎重に調査しなければならないため、現地を確認してから再度議論したいとの意見がありました。以上の意見などから、今回は現地を確認してから再度審査を行うことに決定しました。

その後、5月21日水曜日午前9時30分から第3庁舎3の2の会議室で開催しました。委員全員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、最初に現地視察を行った後、執行部より本案に対する補足説明があり、その後、質疑に入りました。

委員からは、都市計画区域外において、今までに認定した7路線について、全部袋路状であり、幅員は6メートル、延長は50メートル以内であることを先ほど現地視察で確認した。そうすると、担当者は平成17年作成の瑞穂市市道編入基準があることを知りながら、基準を全く適用せずに通り抜けでなくても市は認めてきたことが事実として明らかになった。なのに、9-1265号線については、平成17年作成の瑞穂市市道編入基準に当てはめて認定しなかった。これは、行政手続に公平性を欠いていると考えるがとの質疑に、今回の件に関して行政内部で意思

の不統一が原因であった。平成17年作成の瑞穂市市道編入基準がどういった経緯で作成されたのかについては、その当時の担当職員が一つの価値判断基準としてということをつくったのではないかと推測する。問題になった9-1265号線について、寄附採納の申請を棄却したことにより、事務の進め方にばらつきがあることが露見した。今回の市道路線の認定について、事務は平成17年作成の瑞穂市市道編入基準が行政判断の物差しのようになってしまったことが今回の問題を引き起こした要因であったため、それを是正するため、新たな要綱を作成し、2月7日に公布した。その要綱も他市の例を見ると十分でない面もあり、文言的にも足りない部分があるので、今後見直す必要があると認識を持っているとの答弁がありました。

また、他の質疑では、2月7日に公布した瑞穂市民有地道路の寄附に係る取り扱い要綱を今後見直すと発言があったが、どういうことなのかとの質疑では、さらに具体性とか県の開発基準に準じる、あるいは道路の構造基準や県の宅地開発指導要綱などに準じたもので作成し、さらには参考資料として図面の添付なども考えて是正したいとの答弁がありました。

また、他の質疑では、都市計画区域内で管理引き継ぎをしていない道路が1件あったとのことだが、なぜそうなったのかとの質疑に対しては、昨年通り抜けができないという内規により管理引き継ぎできないとの回答をしてしまった。このようなことから、法に準じた、整合性のとれた統一した基準で行政指導のできる要綱を作成したとの答弁がありました。

また、委員からの意見として、行政内部の事務の進め方として、他の課との連携をしっかりとれていないとこういった誤りが起こることもある。お互いでしっかり協議できるよう進めてほしいとの意見もありました。

その他の意見として、基本的に産業建設委員会での審査をしていただきたい、議案に対して出されたものに対して認定すべきか否かの議論をするべきであって、百条委員会と切り離して審査すべきであるとの意見がありました。

その後、討論に入り、まず反対討論としては、先ほどからいろいろな話を聞いている中で行政事務の進め方に大変不安なところがある。瑞穂市市道編入基準を一部の事務担当は知っていたが、市長、副市長などは知らないなどの発言もあった。このような基準で今まで議案として上程してきたことは、行政の事務がずさんなものであったのではないかと考える。もっとしっかり事務を進めていただきたい。要綱や事務の進め方など、きちんとしたものをつくってから再度出直していただきたいとの討論がありました。

次に、賛成討論として、行政手続のずさんさの問題については、今後しっかり検証していかなければならないが、今までの審査の中で明らかになってきたこととして、平成17年に瑞穂市市道編入基準が作成された以降も、その基準に満たない道路の道路認定が都市計画区域外では全て認められている。なので、今回、9-1265号線についても同じ条件であるならば、認められるのが自然な成り行きであると考え。過去に7本認めてきたのであるならば、その後のも

のにおいても幅員が6メートル以上であるならば県の開発許可基準に従って認めるべきであり、認めなかった行政事務そのものが整合性に欠けるという意見になると思われる。なので、結論として、これを認めないということにはならない。積極的に否決をすることにはならないので、原案に賛成であるとの討論がありました。

採決の結果、賛成少数で本案は否決となりました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。

平成26年6月5日、産業建設委員会委員長 庄田昭人。

○議長（星川睦枝君） これより議案第31号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 議席番号1番 堀武、委員長に少しお伺いしたいと思っております。

というのは、一番ここで私は重要なことは、平成17年度作成の瑞穂市市道編入基準が行政判断の物差しのようになってしまったことが今回の問題を引き起こした要因であったため、それを是正するために新たな要綱を作成し、2月7日に公布した。その要綱も他市の例を見ると十分じゃない面もあり、文面的にも足らない部分があるので、今後見直す必要があるとの意思を持っているとの答弁があったというのは、これが誰がここの答弁をされたのかというのが重要なことなんです。そのような公文書を2月7日につくっておいて、そしてまだ文言が足りないというような安易なことを行政側がやっていたのならば、非常にこれは問題点。

だから、そのような答弁をした方が行政側の誰にあったのか。これは非常に重要なことであると同時に、まだ私は一般質問でするつもりですけど、平成17年作成の瑞穂市市道編入基準があるけれども、これたしか2通あったような気がするんですけども、これ決定的なことを言っていること自体が非常に問題点。だから、行政側の問題点が多分にある。傍聴に行きましたけれども、附帯事項をつけるとかつけんとか、出てきたたびにそのようなことを言っていること自体が問題発言。

委員長、これを誰が言ったのかおわかりならお答え願います。これは重要なことなものですから。こんな重要なことを簡単に言う行政側にすごく責任があると思います。以上です。

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○産業建設委員長（庄田昭人君） 堀武議員について、お答えをさせていただきます。

事務の進め方についてあることがわかった、この部分について2月7日に公布した要綱も他市の例を見ると十分でない面もあり、文言的に足らない部分があるので、今回見直す必要があるとの認識を持っているとの答弁がありました。ここの部分のことですね。

私の記憶の中では、奥田副市長がこの部分については答弁をされたと記憶しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） それに関してはここで行政側に質問することはできないものですから、場を変えまして、改めまして質問させていただきます。その前によく精査して答弁していただくように行政側にお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 議席番号11番、清流クラブ、河村孝弘です。

先ほど、産業建設委員長の中の報告と重複する点もありますが、その点も含めまして討論として述べさせていただきたいと思います。

都市計画法第29条に規定する開発許可では、都市計画法施行規則第20条の規定により、道路の幅員は住宅地で6メートルとされ、同じく施行規則第24条の規定により定める道路に関する技術的細目によると、道路は袋路状でないこととされているが、転回広場等が設けられている場合にはこの限りではないとされています。これら施行規則の運用について、岐阜県が定める岐阜県宅地開発指導要領（平成21年4月）によれば、道路形態が当該道路が開発区域の境界に達するまで設ける場合において、開発区域界までの距離が55メートルを超える場合には転回広場等が設けられていること。55メートル以内のときは、転回広場を設けないことができることとされている。これらは、市の都市計画区域の市街化区域では1,000平米以上の宅地開発、市街化調整区域の宅地開発については全て、都市計画区域外にあっては1万平米以上の宅地開発がこの開発許可の制度を受けることになる。

一方で、土地計画区域外、今回の件なんですけど、1万平米未満の宅地開発については、都市計画法の開発許可の制度の適用を受けないこともあり、市内で行われる全ての宅地開発によって築造される道路の一定水準を確保するためにも、都市計画区域外の1万平米未満の宅地開発についても、岐阜県宅地開発指導要領と同一の運用を図ることに妥当性はある。平成17年作成の瑞穂市市道編入基準については、岐阜県が定める岐阜県宅地開発指導要領による運用に従った上で市独自の基準が適用されるべきであり、平成26年2月7日付瑞穂市告示第17号瑞穂市

民有地道路の寄附に係る取り扱い要綱、いわゆる新基準を定めるまでもなく、今回その対象となる路線番号9－1265路線については、都市計画法施行規則や、岐阜県宅地開発指導要領にある道路の幅員、形態から照らし合わせると適切な道路と言えます。平成26年2月28日付、3月議会に提案されました先ほどの議案第31号については、平成26年2月7日付、瑞穂市告示第17号に照らし合わせても同要綱第3条の受け入れ基準の全てを満たすものであり、平成26年2月13日付で市が通知した寄附採納願受理通知書により本件道路の寄附採納を受け、その後、道路認定議案の議会提出という時系列で考えていくと、問題となる点はないかと思います。

また、当市がこれ以前に、同じ形態の袋路状道路で既に7本の道路認定していることが判明しております。これは、執行部の事務手続、先ほども出ましたが、事務手続の曖昧さが問われるとともに、議会のチェック機能も働いていないということであり、過去は認定して今回は認定しないというのは、開発業者の問題でなく、認定する側の問題であるため、市も議会も市民に対して陳謝をしなければならないと思っております。このような事態になったのは、市と議会に責任があり、市民目線で見れば市と議会のあつれきにしか見えないのではないのでしょうか。

やはり今回の件については、議会が審議するには産業建設委員会において十分に審査されるべきであり、また今後の準都市計画の設置とも関連させるものである。政治倫理上の問題及び利益供与に市長が関与しているのではないかという疑念の解明は百条委員会で別途調査、審議されるべきと考えており、今回の議案認定とは切り離して考えるべきだと認識しております。

今後、常任委員会の所管に属する事務の一部について、特別委員会を設置した場合には、所管が競合するのではなく、その限度において当該常任委員会の所管事務の一部が特別委員会に移管されることを念頭に置き、現要綱の適法性については特別委員会にその是非を委ね、本議案については法律的には後方優先の原則というものに準じて、現行法に基づいてその是非を判断すべきと考え、賛成の討論とします。以上です。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

瑞穂市も合併して10年が過ぎております。そして、道路認定等について10年前のいろんな問題等があったと思います。

私も産業建設委員会に所属しておりまして、先ほど委員長報告の中でも3月11日、5月8日、5月21日と3回委員会を開いた中で、先ほど言いましたように私も委員でございます。委員の中で質問をいたしますと、毎回毎回違うんですね。毎回毎回違うんですよ。だけど、この道路認定と、これだけしっかりしたものをつくるには、答弁者として毎回毎回違うような認定の疑惑、内容等はぜひ今後の瑞穂市の認定についていかんという形で、この議案については反対を

いたします。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、河村議員から都市計画法及び県の方針についてはるる述べられましたので、その点については割愛をさせていただきたいと思います。

今の小川議員の反対討論を聞いておりましたけれども、反対討論になっていない。反対の根拠は具体的にきちんと説明されていない。1つだけ言われる、説明、資料が毎回毎回違うじゃないか。それは、本当に細かいことを含めて違っている、数字がね。ということは、これは認めます。それはやっぱりきちっと精査をして、正式の委員会に出すべきであります。それはそのとおりだと思います。

けれども、問題は論点がどこにあったかといいますと、要するにこの議案第31号については、堀市長の親族企業に対する利益供与の疑いがあった。このことが百条委員会をつくる根拠になったわけですね。ところが、今の反対討論を聞いておきますと、全然利益供与の疑いの話なんかどこかへすっ飛んじゃって、委員長報告の中で、全然具体的な利益供与性云々の話は一言も出てこない。論点がずれてしまっておるんですよ。利益供与性の問題がどこかへ行ってしまうて、事務の手續がどうのこうの。それはあります。ないんじゃないくてある、しなきゃいけない。けれども、本件で一番重要である論点というのは、利益供与性の問題なんです。利益供与性というのは、本来はできないことを堀市長の権限や地位を使って親族企業にできないことをやらせた。そのことを立証することなわけですね。

ところが、今回の場合は、先ほどの河村議員の話にもありましたように、17年以降、18年、19年、20年と、県の開発許可基準に準拠をして、6メートル以上あれば行きどまりであっても市道認定をしてきたという紛れもない事実があるんです。ですから、25年になってその17年基準を当てはめた行為自体が行政手続として適切であったかどうかということについての判断をしていかなければならない。それを避けて、利益供与性も避けて、事務の問題に問題があるというふうに論点をずらすことは、これは許されないことである。

これは、私はいつも言っておりますけれども、これが堀市長であれ、松野幸信市長であれ、そんなことは関係ない。同じ物差しを同じ人に当てはめる、別の人にも当てはめるというだけの話なんです。だから、そういう公平な行政サービスの物差しからすると、完全にこれは言葉悪く言うと、政治的に過ぎる。客観的事実を具体的に検討をして、その真実を明らかにするという、まさに科学的な検証方法というものではなくて、あらかじめ政治的な意図を持って、よし、これやったらできるというふうな格好で飛びついたということでは、私の感覚からする

と考えることができないということなんですね。ですから、お互いです。お互いに余りしょうもない、生産的でないやり合いはやっぱり慎んで、実のある議会のためになり、住民全体の利益のためになることに汗をかく、知恵を出すというふうな議会にならなければいけないのでないかというふうに自戒を込めて、原案に対する賛成の討論にかえさせていただきたい、このように思います。以上であります。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第31号市道路線の認定及び廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立してください。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 起立多数です。したがって、議案第31号市道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第6 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（星川睦枝君） 日程第6、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時24分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

棚橋敏明君がもとす広域連合議員を辞職したことにより、現在もとす広域連合議会議員に1人の欠員が生じています。よって、地方自治法第291条の5第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定により、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

もとす広域連合議員に広瀬時男君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された方が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第7 承認第1号から日程第13 議案第39号までについて（提案説明）

○議長（星川睦枝君） 日程第7、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第13、議案第39号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 風薫ります新緑のまぶしい季節から、一足飛びに真夏のような暑い毎日が続いております。ようやく梅雨入りの時期となりますし、またきのう梅雨入り宣言もされたところでございます。

本日、平成26年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

定例会の開催に当たりまして、市政への所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さて、4月からは消費税率が8%に引き上げられ、景気の腰折れ、市民生活等への影響が懸念されましたが、新聞報道等を見ている限り、大きな混乱もなく、また経済情勢にも格段の影響が出ていないような状況と認識をしております。市内においても、同じ状況で推移しているようでありまして、正直申し上げまして安堵しているのが本音であります。

また、今月下旬には市内で建設中の大型商業施設がオープンする運びとなるようで、今後の景気浮揚、雇用促進、税収増等が期待されるところであります。

このような中、先般合併11周年の節目となる5月1日に行った新みずほバスのお披露目式で

は、その大胆なデザインに驚かされた方も多かったのではないのでしょうか。当市のマスコットキャラクター「かきりん」をデザインした明るい車体は、機能性、利便性の向上はもとより、市のイメージアップにもつなげる狙いがあり、未来に向けた新たな一步を踏み出した瑞穂市に花を添えてくれたと感じております。どうか、議会の皆さん、市民の皆様もみずほバスを今後とも御利用していただき、かわいがっていただきたいと思います。

さて、明るい話題の一方、市政は現在さまざまな課題に直面しております。新年度の主要事業、課題等につきましては、さきの行政報告会でも報告させていただきましたが、私のマニフェスト「人と自然に優しい 災害に強いまちづくり」に沿った公共下水道事業、学校等施設整備事業、都市公園整備事業、道路橋梁新設改良事業等のほか、国の施策に沿って実施しなければならない社会保障と税番号制度導入に臨時福祉給付金、公共施設総合管理計画と、さらには地域少子化対策、待機児童解消等の新たな行政ニーズへの対応と、実に多種多様なものが山積しております。これらを限られた財源の中で効果的に合理的に進めるためには、切り目なく全庁的、横断的に取り組むことはもちろんのこと、まちづくりの観点から議会、市民の皆様にも積極的に参加していただきたいと思いますようお願いをする次第であります。

さきの行政報告会並びに議会報告会等で頂戴した御意見、御感想は、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

なお、さきの定例会において上程しました（仮称）大月運動公園整備事業については、議会の御理解が得られず、当初予算案が修正され、実質白紙状態となっております。この問題につきましては、住民投票条例制定に係る直接請求に御署名された皆様の御意思も踏まえ、現在再度見直しを行っており、子供からお年寄りまでが集える場所を議会、市民の皆さんの御意見を聞きながら進めてまいり所存でございます。

どうか、議員の皆さんにおかれましては、市政全般を俯瞰した上で将来の瑞穂市を見据えた建設的な見地から御意見、御提案をいただけますよう切にお願いを申し上げます。

そのような中にありまして、私のマニフェストも足踏みしてしまった感が否めませんが、2期4年目となることは総仕上げの年であります。そこで、進捗状況を振り返りますと、達成済みが昨年度より11項目追加され45、取り組み中が37、検討中が5となり、おおむね道筋はついたものの、達成はまだまだ道半ばであります。今後とも、残された任期の中で鋭意努力してまいりますので、議員の皆様の御理解をお願い申し上げます。

以上、所感を述べてまいりましたが、今までの取り組みの詳細につきましては、議員各位にお配りしました「マニフェスト～セカンドステージ取組状況」に記載されておりますので、御参照をいただきたいと思いますところでございます。

さて、今回上程します議案は、専決処分の承認が2件、人事案件が1件、条例の制定・改正・廃止に関する案件が3件、補正予算に関する案件が1件の計7件であります。それでは、

順次提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、2件の専決処分の承認について。

承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分について。承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、市条例の関係部分を改正する専決処分をしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第35号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。瑞穂市教育委員会の委員、古川正敏氏の任期が7月4日に満了となることから、その後任として大内康博氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第36号瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるため、新たに市条例を制定するものであります。

次に、議案第37号でございます。中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例についてであります。中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令第5条の規定による適用期間が終了したため、市条例の廃止等を行うものであります。

次に、議案第38号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、団員の処遇を改善し、団員の確保を図るため、市条例の改正を行うものであります。

最後に、議案第39号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,244万3,000円を追加し、総額151億3,247万4,000円とするものであります。歳出の主なものは、待機児童解消緊急対策事業で2,195万2,000円、臨時福祉給付金で1,544万5,000円、呂久地区の耐震性貯水槽設置工事で1,000万円を増額補正するものであります。歳入の主なものは市税で、今年度の固定資産税賦課額が決定したため6,000万円増額し、臨時福祉給付金等に係る国庫補助金で1,484万5,000円を増額し、減債基金繰入金を600万円減額するものであります。

以上、7件の提出議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（星川睦枝君） これで、提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時51分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第1号及び承認第2号、並びに議案第35号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号及び承認第2号、並びに議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

承認第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） これより承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

承認第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） これより承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

承認第2号につきましては、後期高齢者支援金に係る課税限度額14万円を16万円に2万円アップ、介護納付金に係る課税限度額12万円を14万円と同じく2万円アップ。一方、国保税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直しについては、5割軽減基準額で世帯主を除く被保険者数を被保険者数に改正し、2割軽減基準額でプラス35万円をプラス45万円に10万円増額する、そういう内容になっております。

質問いたしますけれども、それぞれの対象者はどれだけおられるのか。それと、ちなみに聞いておきますけれども、資格証明書、それから短期保険証の発行状況は現在どういうふうになっておられるか。これもちなみに聞いておきますけれども、国保税の改正で1人年間5,600円程度の負担増ということもあったわけでありまして、その折に委員会の中でも多々議論が出されておりましたように、基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れと、こういうこともあると思うわけでありまして、法定外繰り入れについての考え方について、基本的にお伺いしておきたいと思っております。

というのは、口を開けば税の二重負担になり不公平感が出てくると、そういうふうに取り上げられるというふうなことを言われるわけですが、しからば、別府のコミュニティ・プラントの問題についても、あれは特別会計でやっておいて、それが一般会計に引き上げられておりますよね。じゃあ、こういう問題はどうか考えるのか。それを考えた上で、今の法定外繰り入れとの関連で論理的にも整合性があるように説明ができればならないわけでありまして、その点についてこの場で改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの西岡議員の質問に対して、お答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

5割あるいは2割の軽減対象者の数ということでございますが、数について、ちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんので人数はわかりませんが、今年度については7月本算定で数字が出てまいりますので、その折に数字は確定いたしますので、その以降にまたお知らせしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、資格証明書とか短期保険証発行の数でございますが、これにつきましても大変申しわけないんですが、手持ち資料を持ち合わせておりませんので、後ほどということになるかと思いますが、お願いしたいと思います。

また、法定外の繰り入れの考えということでございますが、前回の議会でもお話しさせていただいたかと思いますが、今までの瑞穂市の一般会計からの繰り入れの方法、考えをそのまま引き継いでいきたいとは思っておりますが、いろんな形で制度やら広域化の問題とかいろんなことがございますので、またいろんな状況が変わってれば、また考えざるを得ないというふうに思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○８番（松野藤四郎君） 議席番号８番 松野です。

承認第２号です。瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてですが、この国民健康保険税の改正は、保険の安定運営と被保険者間の公平性を図るため税率改正と課税限度額を引き上げるということで、これは３月に行いましたが、ここでお聞きしたいのは、医療給付費については限度額は51万円のままですわね。所得割、あるいは資産割、これを１％ないしコンマ数％下げておきながら、後期高齢者支援金、それから介護納付金については、所得割、均等割を増額し、なおかつ限度額を14万から16万、12万から14万と、こういうふうに上げてきておるわけですけれども、要はこの専決処分をするということは、前の議会、あるいは二、三年前の議会の中でも専決処分についてはどう考えているかという執行部に対しての質疑をしておるわけですけれども、専決処分をする理由というのは、まず何があるのか、どうして専決処分をするのか、議会に諮ってから行わないのか、これについて質問したいと思います。

以下は議席のほうからいたします。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 今、松野藤四郎議員の御質問に対してということでございますが、医療の部分の51万円の部分はよろしいかと思いますが、後期高齢の２万円の上限アップ、また介護納付金の２万円のアップということかと思いますが、これにつきましては、国民健康保険税の限度額は、平成23年度に引き上げて以来据え置かれておりまして、先日、昨年の平成25年12月５日に国のほうのいわゆるプログラム法案のほうで限度額の引き上げの方針が盛り込まれて、これによって最大引き上げ幅と同額の４万円を引き上げるということになり、内訳としましては、先ほども申しましたが、後期高齢者支援金のほうが14万円から16万円、また介護納付金のほうが12万円から14万円と、それぞれ２万円ずつ引き上げられた経緯がございますので、これに基づきまして私どもも引き上げの専決処分をお願いしたという経緯でございます。

税率につきましては、前回の国保条例の改正のときにも申しましたように、医療、後期、介

護、それぞれの分析をいたしましたところ、そのバランスがよりよいものにしていこうという意味で直させていただいたということでございます。

もう1点の専決処分するのはどうしてかということでございますが、3月31日に専決処分をさせていただいたわけですが、税のほうもそうなんですが、4月1日から動くもの、動いているもの、また早急にやらないと次の議会を待っておっては間に合わないもの等がございますので、そういったものは、もう4月1日から動いているものについては、専決処分もやむを得ないというふうに考えております。

国保については、先ほど松野藤四郎議員が、前回のときには1年おくれたようなことを言われたかと思いますが、今回については、低所得者に対する軽減措置が拡充されまして、5割軽減、2割軽減が今回のように金額が変わったり、あるいは対象被保険者の数の計算が違ったりというような、軽減がセットになっておりますので、これを両方ともやらないという理由は、軽減策を打って出るのに他市町よりおくれるということになりますので、上限のものも当然ありますけど、軽減額の措置もございましてセットとして考え、4月1日から動かなければならないというふうに考えて、今回の専決処分となりました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議員必携の自治法の179条には、長の専決処分ということで書いておるわけです。緊急を要する場合は専決をしてもよろしいと、こう言っておるわけですが、例えば、通常の定例会ですと議会の1週間前、県議会、あるいは市は7日前に告示をするわけです。町村は3日だったと思います。こういうふうにわかっている場合はいいですが、緊急を要する場合は、別に1週間も前やなくなつて、前日あるいは2日前にこうやって召集はできるというふうに思うわけですね。その中で、この保険税について、限度額について審議すればいいというふうに思うわけですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 平成26年3月31日の官報で地方税法の改正、あるいは地方税法の施行令の告示がされております。それに基づきまして速やかにしなければならないということで専決処分をしたところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 専決処分の話は、大分前からいろいろ各議員が質疑をしておるわけです。大事なことから、ちゃんと議会を開いて、臨時会でもいいですから、その中で審議するのが当然じゃないかというようなことを言っておるわけですが、どのように考えていますか。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 松野藤四郎議員が言われています十分の審議ということが必要だということは聞いておまして、前回もお話をさせていただいたかと思いますが、今回については軽減策も含めてありまして、上限でアップすることを十分議論した後、他市町よりおくれて、例えば1年おくれて施行していくという方法もあろうかとは思いますが、今回は先ほども申しましたように、軽減の専決もございまして、ワンセットとして考えておりますので、4月1日で専決をということで考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） もう1点は予算の話ですけど、国民健康保険の26年度予算については、医療分、介護、後期高齢、あるわけですけど、介護と後期高齢者については限度額を引き上げましたね。これについては、26年度予算の中に織り込み済みとなっているのか、今回6月の補正予算でも出ていませんが、26年度当初予算に入っているんですか、確認したいんですが。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 前回の議会でもお話ししたかと思いますが、新年度予算に入れて試算をしております。ただ、試算はしておりますけど、先ほども申しましたように本算定は7月ですので、所得はその時点じゃないときちっとした数字が出てこないということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 国の改正が3月31日に出しておるわけやね、告示日で。それ以前に予算を市のほうで出してくるわけですけども、この限度額を2万円ずつここの上げているというわけですけども、そういったことは予算査定する中でこれ本当に適切なことかなあと、疑問を思うわけですけども、補正予算で限度額が上がった分について出してこればいいと僕は思うわけですけども、そういった考え方はできないでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 合併以来、2町のすり合わせを含めて現在の国保の課税のあり方があり、今のパターンで計算をしたり、予算を計上しているのが現状でございます。松野議員が言われるような方法がうまくいくかどうかは定かでは、私のほうもわかりませんので、またそういったことが可能かどうかは検討はしたいと思いますが、今まで合併以来そういった形で今のことが進んでおりますので、これがベストというふうには今のところ考えております。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番 若園五朗。

お手元の資料を見てもらうとわかるんですけども、この議案の要綱ですね。この承認第2号の3ページ目を開いてもらいますと、今回の国民健康保険税の改正を14万から16万に改める、あるいは12万から14万に改めるということは、条例を専決するということは、予算が連動しておらなければならないですね。今回の補正予算というのは、あくまでも一般会計だけです。先ほど松野議員も言われたんですけども、あくまでも条例を改正すれば予算も同じように連動してこなあかん。私も文教厚生委員会をやっていますが、国保税については手続上、今予算の確保、今言っている予備費等の関係で見えますと、非常に矛盾があるところです。今の部長の答弁では質問内容をしっかり理解できていませんが、その点はなぜ条例を専決するんやったら予算がついていないか、そこら辺を含めて、再度確認したいと思います。以上。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 若園議員の御質問にお答えします。

一般の条例、新規条例、あるいは改正条例に伴って予算が絡んできますと、当然条例と予算はセットということになるかと思いますが、国民健康保険の今の例でいきますと、必要な部分は予算と条例で1月臨時議会から保険税の率を皆さんにお諮りをしながら継続審議となり、3月議会でお認めをいただいて、国保の率を決めていただいたわけですが、先ほど来言っております上限の2万円のアップ、そして軽減の5割軽減、あるいは2割軽減のことにつきましては、官報のほうで3月31日で告示がありまして、過去を見ますと例年3月末ごろにこういった改正があろうということでございまして、皆様方にもそういった改正があるかもしれないよ、ある予定ですよというようなことをお話しさせていただいた中で、先ほどの率の改定をいただき、また今の上限と軽減につきましては、速やかにしなければならないということで、専決をさせていただいたところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 部長は、基本的には、3月31日に官報が来ると言われますけど、事務手続上はもっと早く書類が来るはずなんです。各市町がこの一部改正について全部専決処分で作っておるかということの問題。例えば前回の1月で継続になっておる国保税のことについても他の市町は臨時会を開いて、本巢市のほうですが、国保税を下げています。瑞穂市は上げておる。国の消費税の中で、国保税についてはお金を投入すると言っておるにもかかわらず、全然経理上の事務的手続が国保のほうでもっと精査してほしいことを言いたいんです。国保税のことに絡みますけれども、文教厚生委員会では継続かけましたんですけども、4億4,000万

の基金を積んであると。ところが、今はもっとふえておるはずなんですね。単年度収支も6億というある程度の数字が出てくると思うんですけども、もっと内容をしっかり精査してきちんとやってもらわないと、議会としては専決処分じゃなくて、その内容を精査しながら議決したいんですよ。今後、こういう条例改正についての緊急性を要しない、特に国保税を上げるとか、そういう金額についての専決処分についての今後の取り組みについて、再度確認したいと思います。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの若園議員の質問に対してですが、今後については、さらなる各市町の状況も把握しながら進めてまいりたいとは思いますが、先ほど来の専決処分の各市町の状況でございますが、今手元に資料は持ち合わせておりませんが、ほとんどの市町が専決処分をするということは聞いておりましたので、瑞穂市と同じような形で今回はされていると思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 事務的にはそういうような答弁をされますけれども、今後、なるべく専決じゃなくて臨時会、あるいは今言っている書類を早くいつ来るかということも精査されて、なるべく専決しないように、必要があればやっぱり臨時会等を含めて、今後よく検討してもらわないと困ります。今回も、このような条例改正をするんだったら、国保税という補正が上がってこないかんにもかかわらず上がってこない。お金ばかり上げておいて、歳入歳出の収支計算の国保税の予算案が出てない、そこも含めて私は問題があると思いますので、今後十分精査してお願いしたい。以上です。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず1点目には、松野藤四郎議員が言われた専決処分の問題についてであります。

専決処分をするということは、いわば住民に説明をせずに、住民の代表である議会に事前に説明をせず、行政が勝手に結論を出す、こういうことでもあります。それをどう考えるかという

意味において、私は松野藤四郎議員の問題提起は非常に大事な問題であるというふうに思っております。過去から専決処分の問題については、これは例外なわけであって、よほどのことでない限り専決処分をするということは差し控えなければならない、これが当然の原則だろうというふうに思います。ですから、安易に専決処分をするということについては、やはり真剣に改めていかなければならんというふうに思います。

2点目は、今、国保加入者の7割以上は非正規労働者などの被用者と年金生活者や失業者などの無職者、こういうふうに言われております。ところが、いつも申し上げておりますけれども、1984年度から2010年度の間に市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から25%へと半減し、それとあわせて1人当たりの国保料、あるいは税は3.9万円から8.9万円へと2倍以上に引き上げているのが現実であります。所得200万円で30万円の保険税などというのでは、もはや支払い能力不能に近い状態ではないでしょうか。

そもそも憲法25条の人間としての生存権を保障することが国家の責務であることを踏まえれば、何はともあれ国庫負担割合を50%に戻すべきであります。それを怠りながら、県単位で国保を広域化するとか、見直しのたびに限度額を上げて、小手先の対症療法で地方自治体と被保険者に負担を押しつけるなどは言語道断というふうに言わざるを得ません。

多くは語りませんが、よって、地方からこの国保制度、国民皆保険制度を守るための声はいつでもいかなる機会のときにもその声を大きく上げ続けなければならんというふうに思いますので、私はそういう立場で本議案、専決処分については反対の立場で討論をさせていただいた次第であります。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議案第35号について（質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） これより日程第9、議案第35号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私も議案第35号瑞穂市教育委員会の委員の任命について質疑をいたします。

毎度ながら人事案件につきましては、賛成するか反対するかの判断基準が乏しく、大変迷います。ということで、幾らかでも手がかりが欲しく、質疑をいたします。

先ほど全員協議会の説明の中では、古川正敏氏は2期8年務められたということですが、まず1点、これは何期目かになるとかわっていただくのか、それとも御本人から辞任願が出るのか、一般的なことと今回の件について教えてください。委員がかわるときですね。

2番目に、今回、新しく大内康博氏が議案に出ているわけですが、先ほど全員協議会の御説明では、教育委員会が人選を5人、6人したと、その中から市長と相談して大内氏に決めたという、たしか御説明だったと思います。その決め手はどういうことだったのでしょうか。理由ですね。

最後に、教育委員会定例会を傍聴に行ったり、あと会議録が載るようになりましたので、それを読んだりしましても、ほとんど声を聞いたことのない委員というのも見えます。発言のない委員ですね。自分がよくわからないままに反対する理由もないので賛成してしまった後から、大変悔やむこともございます。瑞穂市にとって、待機児童がいたり、教室が足りなくなるほどの転入者、子供たちがふえるのは大変喜ばしいことですが、これに対して行政は、議会は、しっかりした教育体制を整えていく。それもマイナスではなく、またゼロではなく、プラスですね。積極的にこの子供たちをどのように育てていくかということは、大変に大きい課題だと私は思っておりますので、教育委員会のあり方につきましては、多々議論がございますが、このように選ぶときに、少しでも瑞穂市の人材を育てるのにプラスになる方を選びたいという気持ちがございますので、以上の質疑をさせていただきました。お答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 2つ質問をいただきました。任期の変わり目のことと、この教育委員の人選、絞り込みについてということですが、任期の変わり目につきましては、任期は4年ということで、4の倍数で任期を重ねていただいておりますが、古川委員さんにつきましては、会社を経営してみえて、中国とかそういったところで出張も多くて委員会に出られない場合もあったということもあって、古川委員さんのほうから8年務めたので、かわっていただけないだろうかという申し出もあり、今回の8年満期でかわっていただくという流れでございます。

それから、今回の人選につきまして、5人、6人と教育委員会のほうとして候補者をリストアップして、市長と相談をして1人に絞り込みました。その判断基準というのが、まず巢南と穂積という地区の問題、それから男女の比率の問題ですね。それから年齢、そういったものを含めて絞り込んでいったんですが、特に新しく今回出させていただいております大内康博氏は、さきの議会で瑞穂市の人権擁護委員の委員として決定をいただいて、この26年7月1日から当市の人権擁護委員としてお務めをいただく予定になっておる方でございます。また、この瑞穂市内の勤務歴ということに関しても、穂積中学校のほうに昭和56年、それから62年という形で2回勤めていただいて、この地域についてもわかっておっていただけると。

現在の教育委員は、牛牧校区の方がお1人、それから穂積小校区の方がお1人、それから南小校区の方がお1人、現在の古川委員は中小校区の方だったんですが、今回の大内氏は西小校区ということで、市内全域にわたっていろいろな情報が収集できるということと、また大内氏は今話題になっておりますいじめの問題とか、そういったことも現場についてよく精通しておりますので、そういった点で子供のためにいろいろな御意見がいただけるものと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 済みません。聞き取れませんでしたところを教えてください。

任期は2期8年で交代していただくということでもいいですか。

それからもう1点は、人権擁護委員の予定はいつからでしたか。ちょっと聞き取れませんでした。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 任期は定めによりまして1期4年ということで、限度はありません。

順当にいけば4の倍数が交代される時期というようなことですね。

それから、人権擁護委員の予定は、この26年7月1日付で着任していただけるというふうに聞いております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 大体客観的な判断基準はよくわかりました。

もう1点お聞きしたいんですが、教育に関しましては、教育は人なりという言葉がありますように、経歴など客観的なことにかかわらず、その方がどういう考え方を持っているかによって子供たち、そのまちの人、もちろん国もそうですが、に対する影響というのは大変大きいですね。教育というのは、時代によって大変違うものです。その地域によっても違うんです。ということで、いじめについて詳しいということがありましたが、どういう考え方、指導の仕方

をお持ちなのか、エピソードでもいいです。判断基準を1つ、2つ、3つお示ししていただくとありがたいかなと思います。以上です。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 現場に精通をしているということでございます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野です。

議案第35号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。経歴書を見ておりまして、職歴の中で一番最後に本巣市の教育委員会社会教育指導員、これは平成24年4月から現在までということになっております。例えば、今回この議案第35号で我々が同意して瑞穂市の教育委員となられた場合は、本巣市でやっている社会教育指導員、これも継続していくのか。まず1点についてお尋ねします。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 現在、本巣市の社会教育指導員という立場でお勤めをされておりますが、詳しくは真正の公民館の社会教育主事的な、そういう仕事をされております。

ほかの市町に例がありますが、そういった社会教育指導員とか、教育相談員の仕事をしながら教育委員を務めるという前例はございます。大内康博氏には、現在の本巣市教育委員会の社会教育指導員という仕事をされながら、うちの教育委員会の非常勤の委員としてお願いをしたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 大内さんは、真正公民館の主事として非常勤で勤務をされておるといふことですね。公民館ですので、これは毎日行ってみえるのか、週何時間やっているのか、ここについてまず。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） ほかの例でもそうですけれども、そういう勤めをしながらお休みをとっていただいて、うちの教育委員会に出席いただくということになろうかと思いますが、お勤めは1日7時間、週5日と聞いております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 非常勤の勤務は正職員の4分の3でしたか、何とか時間が決まっておるわけですね。本巣は1日7時間の月曜日から金曜日の5日間、35時間勤めてみえるというこ

とやね、非常勤で。大変忙しい方だというふうに思うわけですね。そうしますと瑞穂市の教育委員会の定例会は多分毎月あるというふうに思いますし、その途中にも委員会等、臨時会等があるかと思いますが、果たして真正の公民館のほうでお休みをとってこっちに出てこられるかということも心配するわけですが、これは大丈夫でしょうかね。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 現在の教育委員をお務めいただいております方につきましても、民間の保育所に勤めてみえる方、それから一般の会社に勤めている方、その方たちは常勤という形で勤めてみえますが、教育委員会のほうに休みをもらっていただいておりますという状況でございます。

この大内康博氏にもそういった休みをとってこちらの都合に合わせていただくというようなことでお願いするつもりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、これは2つの行政をまたがったの兼務になるわけですが、本巢市のほうについては、何かそういったお話を今回されているのか。瑞穂市のほうで教育委員になられますよとお話をされているのか、確認したいと思います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 向こうの教育委員会のほうにそのような旨は伝えてあります。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武、少し疑問点が湧いてきております。

大内氏は教育関係の方で、今、松野議員が質問されたように、本巢市での非常勤でやられていると。同時に教育委員会の委員を推薦されていると。また、人権擁護委員であると。この兼務はそれは問題はないというんだけど、それだけ人材がないのか。教育委員は教育委員の立場の仕事たくさんあります。人権擁護委員は人権擁護委員でやることはたくさんあります。それが兼務をしなければならないような人材しか瑞穂市にはいないのか、非常に疑問を持ちます。だから、私が思えば人権擁護委員は人権擁護委員で頑張ってください、教育委員は教育委員で。

さっきの話で、いじめの問題で、スペシャリストのようなことを言われましたけれども、教育現場におけるいじめの問題というのは、その辺のことは子供の目線で対処できるのか、大人の目線でするものかによっても違います。経験があつて、全てあるからいじめの問題に対処できるなんていうのは、僕から言えば傲慢です、はっきり言えば。だから、教育関係におったか

ら、いじめの問題に関して対処できるなんていうのは、僕から言えばおごりです。だから、その目線というものに関して、5名なり7名なり推薦の形があったのならば、当然に人権擁護委員は人権擁護委員。これ重大なことなんですから。教育委員は教育委員で、今のじゃないけど、問題点は山積みにして、今じゃないけれども、市長の任命、教育長に一本化のような話もあるように、教育委員会の立場というのが、先生の極端な話じゃないが、OBを前提にしたような話に聞こえてなりません。

もう少し、せっかく前任の方が社会的に通念上すばらしい方ならば、やはりその意に沿った瑞穂市でも社会的通念上すばらしい方がやられているか、そういうような方を今回選ぶべきでなかったか。まして、このような形で肩書が幾つもあるようなことで、本当にいいのかどうか。もう少し教育長推薦で、市長がそれに関して同意されたというならば、もう少し精査し、人材がおるはずですが、瑞穂市5万何千人の中には。だからそういう方を本当の意味で選んでいただくのが一番いいことだと思っております。

このようなことを反省の材料にして、選ばれた方に関してここで云々を言うのは非常に失礼なことになるかも知れませんが、その辺のことを重々に考えながら、これ以後のいろんなことに関してもそうですけれども、考えてきた。教育におったから全てが正しいというわけではない。教育におったからこそ、その目線が児童の目線でなくして、大人の目線、先生の目線、常に先生、先生と言われて舞い上がって、それから社会に出て、またそういうような場所において、常にその辺の問題点が多分にある、そのような気がしてなりません。もう少し選ぶ場合には、教育委員会の委員に関してもそうですけれども、やはり社会に通念したというか、社会的な方を多くし、教育に関して云々や地域割云々というようなことを言っておっては、それは何ともなりません。5キロ四方です、たった。岐阜市でいえば、1つの区的な問題ですよ。その中でまだ地域性のようなことを言っていてはだめです。はっきり言います。そのようなことで、もう少し精査をされるのがいいですけれども、ここまで上がってきている方に失礼なものですから、それ以上は言いません。もう少し、行政も教育委員会も考えて人選というのを行ってください。以上です。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 教育委員会として候補者を慎重にリストアップして、市長と一緒にこの方が適任ということでお願いをしたいと思っております。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 最善の人選だと言われているんですけれども、sonだけ兼務をしなければならぬような人材しか瑞穂市にはいないのか、いるのか。その辺答弁してください。非常

に重要なことなんです。だから、聞きたいのは、瑞穂市には大内氏が最大のこの方で、それ以外にはいないと。いないならいないと答弁してください。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 人材がいらないということを言っているわけではなくて、この方を最善と思ってお願いをしたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 余りにもいないことではないけれども最善だと思ったと、そんなものは詭弁。自分たちがもう少し精査し、そしてこの人しかいないというような形でどこからも追及されないような形で選んでくださいよ。そんな教育長の答弁で、最善だからこの人というのなら失礼な話。そして、再度言いますけど、人権擁護委員は人権擁護委員のすごい仕事があります。教育委員会は教育委員会の独立した仕事があります。このようなことで両方を兼務するんじゃなくて、片方ずつやれば瑞穂市もよくなる。だから、そのような観点をもって人選というのを選んでください。そんな答弁は必要と思っておりません。以上です。もうしません。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○2番（くまがいさちこ君） 判断基準が少なく採決を棄権したいので退席いたします。

〔2番 くまがいさちこ君 退場〕

○議長（星川睦枝君） これから議案第35号を採決します。

瑞穂市教育委員会の委員に大内康博君を任命することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第35号は、同意することに決定しました。

〔2番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

○議長（星川睦枝君） お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

延会 午前11時52分